

令和2年4月吉日

保護者各位

あま市教育委員会

学校給食の変更についての取扱い

陽春の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、児童生徒が登校できない場合の給食の取扱いについては、下記のとおりとさせていただきますので、よろしく申し上げます。

記

(1) 給食の変更ができる場合及び時間

転入、転出、長期欠食（土日、祝日を含まず欠食連続5日以上）及びインフルエンザ等による出席停止が生じた場合は、学校に午後4時までに連絡をお願いします。

3日後から欠食扱いの対応とさせていただきますので学校への速やかな連絡にご協力いただきますようお願いいたします。

連絡日	変更可能日
月曜日（午後4時まで）	木曜日から
火曜日（午後4時まで）	金曜日から
水曜日（午後4時まで）	翌週月曜日から
木曜日（午後4時まで）	翌週火曜日から
金曜日（午後4時まで）	翌週水曜日から

※祝日をはさむ場合は、変更が1日遅れますので、ご注意ください。

(2) インフルエンザ等の出席停止の期間

学校保健安全法施行規則では、インフルエンザが発症した翌日から5日間出席停止するように定められています。あま市では、学校から学校給食センター課への連絡日より3日後から最大2日間を欠食扱いとします。

ただし、病状により医師が感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。

(例) 欠食は1日となります。

発 症	5日間出席停止期間					
金曜日 学校からの 連絡日	土曜日	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日 欠食①	木曜日 給食再開

(例) 欠食なしとなります。

発 症	5日間出席停止期間					
金曜日	土曜日	日曜日	月曜日 学校からの 連絡日	火曜日	水曜日	木曜日 給食再開

(3) 欠食扱いした給食分については、毎月給食費を精算します。

(4) 台風等の献立の実施日調整について

台風等で学校給食を中止した日の献立は原則翌日に実施し、以後1日ずつ献立を先送りし、金曜日の献立を中止する（金曜日が中止の場合は、献立の移動はしない）。

<例>月曜日に中止する場合

月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日
中 止	月曜日の献立 を実施	火曜日の献立 を実施	水曜日の献立 を実施	木曜日の献立 を実施

ただし、食材等の都合により、上記以外の場合は、文書で通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。